明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九五）　二
○地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（二九六）　五
○割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九七）　五
○割賦販売法施行令の一部を改正する政令（二九八）　六
○児童手当法施行令の一部を改正する政令（二九九）　七
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　七
〔府令・省令〕
○割賦販売法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業二）　八
〔省　令〕
○地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（総務七八）　六
〔告　示〕
○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する告示（総務三九八）　九
○固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解を定める件を一部改正する告示（同三九九）　一〇三
○地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示（総務・文部科学一）　一〇三
○割賦販売法施行規則の一部を改正する命令による改正後の割賦販売法施行規則第百三十六条の規定に基づき、経済産業大臣が定める者を定める件（経済産業二七一）　一〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九五号）（総務省）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年一二月二日とした。

◇地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（政令第二九六号）（総務省）

一　地方独立行政法人法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　申請等関係事務の範囲を定めた。（第五条関係）

2　一般地方独立行政法人における退職管理関係の規定の追加に伴う規定の整備を行った。（第一六条及び第一七条関係）

3　設立団体の数の変更に伴う措置が定められたことに伴う規定の整備を行った。（第二〇条及び第二一条関係）

4　申請等関係事務処理法人に関する特例規定の整備を行った。（第三七条～第三九条等関係）

二　その他（第二条～第五条関係）

次の関係政令について所要の規定の整備を行った。

1　地方税法施行令（昭和二五年政令第二四五号）

2　公認会計士法施行令（昭和二七年政令第三四三号）

3　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）

4　地方公務員災害補償法施行令（昭和四二年政令第二七四号）

5　関税定率法施行令（昭和二九年政令第一五五号）

三　附則

この政令は、平成三〇年四月一日から施行するものとした。

◇割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九七号）（経済産業省）

割賦販売法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九九号）の施行期日は、平成三〇年六月一日とすることとした。

◇割賦販売法施行令の一部を改正する政令（政令第二九八号）（経済産業省）

1　割賦販売法（以下「法」という。）の一部改正に伴う改正

㈠　所有権留保の適用除外となる指定商品について、現行で指定されている「眼鏡及び補聴器」及び「家庭用の電気治療器等」を、「コンドーム」及び「化粧品」に改めることとした。（第三条関係）

㈡　経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱業者から、法第三五条の一六第一項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況等について報告させることができることとした。（第三一条第一一項第一号及び第二号関係）

㈢　経済産業大臣は、加盟店から、法第三五条の一七の一五に規定する利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置の実施状況に関する事項について報告させることができることとした。（第三一条第一一項第三号関係）

㈣　経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱受託業者から、クレジットカード番号等取扱業者による法第三五条の一六第三項に規定する指導その他の措置に関する事項について報告させることができることとした。（第三一条第一二項関係）

㈤　経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者から、法第三五条の一七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の内容及びその締結の状況等について、報告等させることができることとした。（第三一条第一三項関係）